

運営規程（介護予防）

1. 事業の目的及び運営方針

在宅療養者に対し、その生活の質の確保と自立支援を目指したケア、主に介護予防訪問看護を展開する。利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るようにするため、訪問看護サービスを利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うことにより、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

上記を視点に生活の質（ＱＯＬ）の向上を目指した介護予防訪問看護ステーション運営に取り組む。介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者の作成した介護予防ケアマネジメントを遵守した訪問看護計画を作成し、利用者本位のサービスが提供できるよう、かかりつけ医・介護予防支援事業者と連携し、安心して在宅で生活できるよう支援することを目的とする。

2. 事業所の概要

事業所名	茨城リハビリテーション病院 訪問看護ステーション
所在地	〒302-0112 茨城県守谷市同地字仲山 3 5 8 番地 5
連絡先	TEL 0297-48-6204 FAX 0297-48-6320
事業者指定番号	0862490067
管理者	看護師 山岡 しのぶ
通常のサービス実施地域	守谷市、つくばみらい市、 取手市

3. 職員体制

	資格	常勤	非常勤	職務内容
管理者	看護師	1 名	名	訪問看護事業運営管理・訪問看護技術管理を行い、訪問看護業務も行う
訪問看護師 (管理者を含む)	看護師 准看護師	3名 名	1 名 名	訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する
訪問PT	理学療法士	名	名	訪問看護計画書に基づき、居宅での理学療法を担当する
訪問OT	作業療法士	名	名	訪問看護計画書に基づき、居宅での作業療法を担当する
事務職員		名	名	一般事務を担当する

その他業務の状況に応じて職員数を増減する。

4. 営業日及び営業時間

月 ～ 土	8 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0
-------	---------------------

※ 日曜、年末年始（12月30日～1月3日）は休業とする。

※ 緊急時の対応として24時間常時連絡可能な体制とする。

5. 通常の事業の実施地域

守谷市、つくばみらい市、取手市とする。

6. 介護予防訪問看護の提供及び内容

● 介護予防訪問看護のサービス開始

- ①介護保険の申請をし、要支援1と要支援2の認定を受けた対象者から、介護予防支援事業所の作成した居宅介護サービス計画に基づき申し込みを受ける。
- ②かかりつけ医師より訪問看護指示書の交付を受ける。
- ③利用者の意思を尊重し、看護計画を作成する。
- ④介護予防支援事業者及びかかりつけ医と連携し、介護予防訪問看護を実施する。

● 介護予防訪問看護の内容

- ①病状・障害の観察・評価
- ②リハビリテーションの視点における日常生活に関するケア及び訓練、介護方法の指導
- ③褥瘡の予防・処置
- ④カテーテル等の管理
- ⑤その他医師の指示による医療処置

● 介護予防訪問看護の終了

- ①利用者の都合でサービスを終了する場合
電話・文書等での申し出により解約できる
- ②自動的にサービスが終了する場合
 - ・利用者が介護保険施設等に入院・入所した場合
 - ・介護保険での利用者の要介護認定区分が「非該当（自立）」「要介護状態」と認定された場合（但し、医師が必要と認めた場合は医療保険で対応する）
 - ・利用者死亡の場合

7. 緊急時における対応方法

- (1) 介護予防訪問看護実施中に利用者の病状が急変その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- (2) 看護師等は前項についてしかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
- (3) 介護予防支援事業者に報告する。

8. 利用料

①訪問看護の利用者負担金は、サービス料金の1割～3割とする。

但し、居宅介護サービス計画に定める回数以上のサービス料金は全額自己負担とする。

②交通費

- サービス実施地域《 守谷市、つくばみらい市、取手市 》は無料とする。
- その他の地域は有料（1回500円）とする。

9. 解約料に関する事項（介護保険による利用の場合）

① 利用者の都合でサービスを中止する場合、下記解約料を事前に説明した上で請求する。

② 利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情が有る場合は解約料は不要とする。

解約申し入れの時期	解 約 料
サービス利用日の前々日まで	無 料
サービス利用日の前日まで	利用料の25%
サービス利用日の当日	利用料の50%

10. 相談・苦情に関する事項

① サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応する。

当事業所 相談・苦情受付窓口	相談責任者： 管理者 TEL 0297-48-6204 FAX 0297-48-6320 対応時間： 8:30～17:00（月～土）
-----------------------	---

② 公的機関においても、苦情の申し出等ができることを説明するとともに、市町村介護保険課・茨城県国民健康保険団体連合会（国保連）等の連絡先を提示する。

11. 虐待の防止について

(1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため虐待防止委員会（以下「委員会」）を設置する。

- ① 本委員会の責任者は管理者 山岡しのぶ とする。
- ② 虐待を防止するための従業者に対する研修を原則年1回実施する。
- ③ 虐待等に対する相談窓口を設置する。
- ④ その他虐待防止のために必要な措置をとる。

(2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等、高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 2. 業務継続計画の策定等

- ①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ②事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 3. その他の事業所の運営に関する重要事項

- 介護予防訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため研究・研修の機会を設け、また、業務態勢を整備する。
- 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- この規程に定める事項以外の運営に関する重要事項は医療法人社団三星会とステーション管理者の協議に基づいて定めるものとする。
- 記録物に関して
利用者に対して事業所が行ったサービス提供に関する記録は県条例に定めるものを整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

附 則

この運営規程は、令和5年11月1日から施行する。

この運営規程は、令和6年6月1日から施行する。